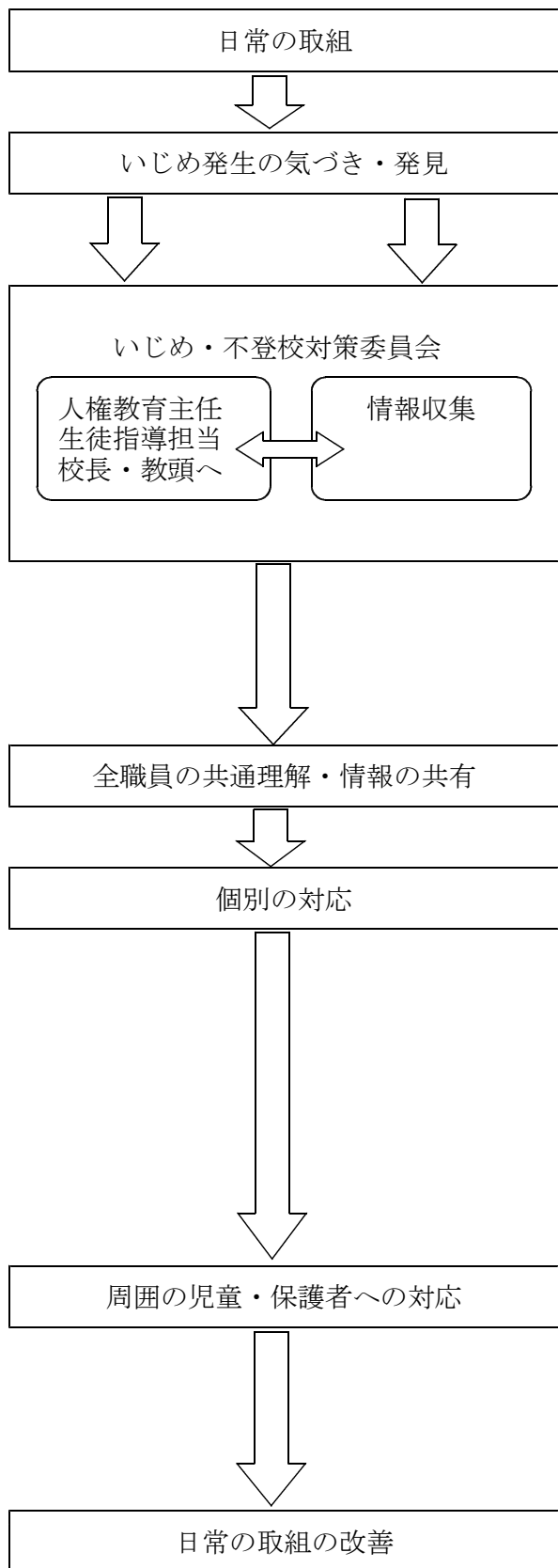


いじめ発生時の対応マニュアル

基本的共通理解事項：いじめは、いつ、どんな学校にでも起きるという認識のもと、早期発見・早期対応に努める。



- ① 日常的な取組
 - ◇ 日記や学級ノート、班ノートにおける児童理解
- ② 早期発見のための取組
 - ◇ 定期的なアンケートによる実態把握
 - ◇ 教育相談の実施
 - ◇ 保護者との情報交換（電話・訪問）
- ③ 正確な情報収集と分析、情報の共有
 - ◇ 児童からの聞き取り
 - ・ いじめられた児童、いじめた児童、他
 - ◇ 保護者からの聞き取り
 - ◇ 情報の共有化
 - ・ 担任だけでなく、人権教育主任、生徒指導担当、教頭、校長へすぐに報告し、情報を共有する。
- ④ 組織的な対応
 - ◇ 対策委員会の開催
 - ◇ 臨時職員会議の開催
 - ◇ 対策の検討と役割分担
 - ◇ 対応に関する全職員の認識と意思の統一
 - ◇ 教育委員会、関係機関等との連携
- ⑤ 個別の対応
 - ◇ いじめられた児童・保護者への対応
 - ・ 誠意を持って適切な情報を提供する。
 - ・ 「守り抜く」という姿勢で安心感と信頼を得られるように努める。
 - ◇ いじめた児童・保護者への対応
 - ・ 自らの言動が相手を傷つけていることに気づかせ、反省を促す。
 - ・ 保護者へ正確な情報を適宜提供し、誠実な対応に努め、理解を得る。
 - ◇ 関係機関との連携
 - ・ 場合によってはカウンセラーと連携し心のケアを行う。
- ⑥ 周囲の児童・保護者への対応
 - ◇ P T Aとの連携
 - ・ 誤解が広がらないように正しい情報を提供し、協力を依頼する。
 - ◇ 報道機関への対応
 - ・ 窓口を一本化して教育委員会の指導を受けながら対応する。
- ⑦ 日常の取組の改善
 - ◇ 関係児童への継続的な指導
 - ◇ 保護者との連携
 - ◇ 児童会による取組の活性化